

第五十九号議案

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例  
 東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。  
 別表二十六の項ヲ中「七百元」を「千八百円」に改め、同項ワ中「八千五百円」を「一万一千円」に改め、同表二十七の項  
 の次に次のように加える。

<p>二十八 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律                  律第一百一十号）に基づく事務</p> <p>イ がん登録等の推進に関する法律第二十一条第八項若                  しくは第九項の規定に基づく都道府県がん情報若しく                  はその匿名化が行われた情報の提供又はがんに係る調                  査研究を行う者に対する同法第二十二条第一項の規定                  に基づき整備されたデータベースに保存する同項第一                  号の情報若しくはその匿名化が行われた情報の提供</p>	<p>がん登録情報提供                  手数料</p>	<p>二万五千円</p>	<p>情報提供のとき。</p>
--	--	--------------	-----------------

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(提案理由)

手数料の額を改定するとともに、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行に伴い、がん登録情報提供に関する手数料に係る規定を設ける必要がある。